

新温泉町告示第2号

第143回（令和8年1月）新温泉町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和8年1月19日

新温泉町長 西村 銀三

1 期 日 令和8年1月22日 午前9時00分

2 場 所 新温泉町議会議事堂

3 付議事件

（1）専決処分の承認について

（専決第1号）令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について

（2）令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について

○開会日に応招した議員

中村 茂君

寺谷 英一君

松岡 佑子君

岡 明彦君

田村 綱正君

岡坂 遼太君

澤田 俊之君

森田 善幸君

浜田 直子君

河越 忠志君

中井 次郎君

谷口 功君

小林 俊之君

池田 宜広君

○応招しなかった議員

なし

令和8年 第143回（臨時）新温泉町議会 会議録（第1日）

令和8年1月22日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和8年1月22日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 承認第1号 専決処分の承認について
(専決第1号) 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）
の専決処分について
日程第5 議案第1号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 承認第1号 専決処分の承認について
(専決第1号) 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）
の専決処分について
日程第5 議案第1号 令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について
追加日程第1 発議第1号 議案第1号令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）
に対する付帯決議について
-

出席議員（14名）

1番	中村茂君	2番	寺谷英一君
3番	松岡佑子君	4番	岡明彦君
5番	田村綱正君	6番	岡坂遼太君
7番	澤田俊之君	8番	森田善幸君
9番	浜田直子君	10番	河越忠志君
11番	中井次郎君	12番	谷口功君
13番	小林俊之君	14番	池田宜広君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島 木 正 和君 書記 中 家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西 村 銀 三君 副町長 西 村 徹君
教育長 森 田 篤 志君 温泉総合支所長 小 谷 豊君
牧場公園園長 廣 瀬 泰 徳君 総務課長 中 井 勇 人君
企画課長 西 脇 一 行君 税務課長 石 原 通 孝君
町民安全課長 村 尾 国 治君 健康課長 島 田 秀 則君
福祉課長 松 本 晃君 商工観光課長 谷 口 薫君
農林水産課長 原 憲 一君 建設課長 森 田 忠 浩君
上下水道課長 谷 岡 文 彦君 浜坂病院事務長 松 岡 宏 典君
介護老人保健施設ささゆり事務長 中 島 昌 彦君 会計管理者 山 本 幸 治君
こども教育課長 朝 野 繁君 生涯教育課長 中 尾 良 平君
代表監査委員 島 田 信 夫君

議長挨拶

○議長（池田 宜広君） 第143回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

寒さが一層の厳しさを増す1月を迎えました。風邪やインフルエンザの流行も懸念される時期ではございますが、健康面においては、くれぐれも御自愛いただきますようお願いを申し上げます。

さて、本日は、第143回新温泉町議会臨時会の御案内を申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今臨時会に提出をされております案件は、補正予算案であります。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますよう格別の御協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。本日は、臨時会をお願いをいたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

今臨時会は、承認1件、補正予算案1件の議案を提案させていただいております。

議員の皆様には慎重審議をいただき、適切かつ妥当なる御議決を賜りますようお願い

申し上げ、開会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

午前9時02分開会

○議長（池田 宜広君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、第143回新温泉町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田 宜広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名をいたします。

6番、岡坂遼太君、7番、澤田俊之君にお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（池田 宜広君） 日程第2、会期の決定についてをお諮りいたします。

会期等につきましては、議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

森田委員長。

○議会運営委員会委員長（森田 善幸君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

委員会の開催日時は、令和8年1月15日木曜日、午後1時半であります。

協議事項は2点ありました。1点目は、第143回新温泉町議会臨時会提出議案、議事運営についてであります。議会開催日時は、本日、1月22日木曜日、午前9時。町長提出議案は、承認1件、補正予算案1件の計2件であります。会期は、本日、令和8年1月22日木曜日、1日間であります。2点目、説明のために出席を求めた者については、議案書を御清覧ください。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 森田委員長、ありがとうございました。

お諮りをいたします。ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおりの会期で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定をいたしました。

日程第3 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る12月22日の議会定例会以来、それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、監査の結果について報告をいたします。監査委員から、令和7年11月分の例月出納検査及び定期監査の結果報告がありましたので、その写しを添付し、報告といたします。

次に、説明員の報告をいたします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者の職氏名は、一覧表のとおりであります。

次に、閉会中の所管事務調査として総務産建常任委員会が1月15日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

澤田委員長。

○総務産建常任委員会委員長（澤田 俊之君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

1月15日開催。商工観光課、総務課の所管事務調査を行いました。商工観光課は、協議事項は1件です。令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）については、委員会として了承しました。総務課、協議事項は1件です。令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）については、賛成3名、反対2名で、賛成多数で委員会として了承しました。

なお、令和8年1月19日に衆議院議員総選挙に伴う令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）の専決が行われたため、協議事項中、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）は、令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）と読み替えるもの。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち協議事項について質疑があればお願いをいたします。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 澤田委員長、ありがとうございます。

次に、民生教育常任委員会が1月14日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

中井委員長。

○民生教育常任委員会委員長（中井 次郎君） それでは、民生教育常任委員会の報告をさせていただきます。

新温泉町議会会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

開催日については、令和8年1月14日であります。

次に、調査内容については、こども教育課に係る現地視察であります。その内容について御報告をさせていただきます。

こども教育課、大庭認定こども園の現地視察であります。出席者については、議長、民生教育常任委員会委員全員。説明員については、こども教育課、朝野課長、大庭認定こども園、下田園長であります。

当局の説明を述べさせていただきます。園舎の耐震性が不足しているために耐震補強を行うこと、老朽改修として外装塗装、防水改修及び内装の全面改修を行うこと、調理室、調理設備の改修により衛生管理の向上を図ること。次に、改修に併せて、園児のための専用の保健室を新たに整備すること。次に、多目的トイレ、職員の更衣室も新たに整備し、労働環境の改善を図ること。次に、園舎の耐震化及び改修に係る期限は1年間とするということでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 中井委員長、ありがとうございます。

次に、議会広報調査特別委員会が1月6日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

岡坂委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（岡坂 遼太君） おはようございます。議会広報調査特別委員会より報告いたします。

去る1月6日、議会広報調査特別委員会、議会だより第81号の編集について編集会議を行いました。81号は2月12日木曜日、全戸配布の予定となっております。

また、1月13日に兵庫県町議会議長会議会広報調査研究会が神戸市でありまして、議長並びに広報委員全員が出席いたしました。その中で広報クリニックがあったんですけども、広報クリニックの中では、各議会だよりについて専門家からの意見がありました。本町議会だよりについては、見出し、タイトルをより分かりやすく明確にするようなことの提案がありましたので、また皆様に、一般質問の見出しについても15字以内を目指して、分かりやすい形での掲載となるように努めていただくよう御協力お願いいたします。

以上で広報委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 岡坂委員長、ありがとうございます。

次に、美方郡広域事務組合議会臨時会が12月24日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

岡坂遼太君。

○美方郡広域事務組合議会議員（岡坂 遼太君） 令和7年第7回美方郡広域事務組合議会臨時会が令和7年12月24日、香美町議会議事堂にて開催されました。本臨時会の提出案件は、管理者提出議案で条例改正3件、補正予算1件の計4件であります。

条例改正の中で、美方郡広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、これにつきましては、消火隊、救助隊の出動手当と救急隊の手当に不均衡があったものを同改正により是正するものとなっております。また、美方郡広域事務組合火災予防条例の一部改正についてにつきましては、岩手県大船渡市林野火災を受けまして、

林野火災注意報及び林野火災警報を創設するものとなっております。

また、令和7年度美方郡広域事務組合一般会計補正予算（第3号）は、歳出歳入ともに2,730万6,000円を増額するものとなっております。

以上で報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 岡坂議員、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 承認第1号

○議長（池田 宜広君） 日程第4、承認第1号、専決処分の承認についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度新温泉町一般会計補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定により、議会の御承認を賜りたく御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、担当課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、令和7年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分について御説明いたします。

ファイル名、R7一般会計（第7号）を御覧ください。表紙の次のページを御覧いただき、補正予算（第7号）につきましては、今月、1月19日に高市首相が通常国会冒頭で衆議院を解散し、2月8日投開票の日程で総選挙を執行すると表明しましたので、本日の提案では選挙準備等に支障を来すことから、1月19日に専決処分を行いました。そのため議会の承認をお願いするものです。補正額につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1,880万円を追加しております。

それでは、事項別明細書4ページ、タブレットでは9ページの歳出を御覧ください。2款4項6目衆議院議員選挙費、1節報酬では、期日前投票、11日間、2か所に係る投票管理者、投票立会人、また、選挙当日、23投票所に係る経費と開票に係る管理者及び立会人の経費156人分を計上しております。次に、3節職員手当等は、投票日当日の投開票事務及び期日前投票事務並びに選挙執行に伴う準備事務等に係る経費になります。10節需用費、消耗品は、ポスター掲示板、投開票事務用品が主なものです。11節役務費では、入場券等の送付に係る郵便料、投票用紙の交付機、計数機及び読み取り分類機に係る点検調査費に係る経費を計上しております。12節委託料は、ポスター掲示場174か所に係る設置、管理及び撤去に係る業務委託料です。このたびは、霧滝、冬の間住んでいないということから1か所減じております。次に、17節備品購入費は、投票所用ストーブなどの購入費です。これら選挙執行に係る経費として、補正額1,88

0万円を計上しております。

6ページ以降につきましては、給与費明細書になります。6ページでは、その他の特別職の報酬、7ページから9ページにかけては、職員手当等の時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、また、会計年度任用職員報酬につきまして、投開票事務に伴うものを計上しております。説明は省略いたします。

それでは、事項別明細書の3ページに戻っていただきまして、歳入を御覧いただきたいと思っております。歳出の財源としまして、16款3項1目3節選挙費委託金、衆議院議員選挙費委託金として1,880万円を計上しております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

12番、谷口功君。

○議員（12番 谷口 功君） 大義のない突然の解散で大変混乱してると思うんですが、準備の経過なり、きちんと対応できるのかどうかを説明いただきたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 皆さん御承知のように、1月10日の新聞によりこういったことを知ったというところから、国におきましても、異例の報道による情報以外には何もないという中で通知がなされてきました。それら可能な範囲で準備を進めてほしいというところで、予算に伴わないものから順次事務を進めてまいってきております。正直申し上げて、この短期間で選挙執行に当たるといのは大変困難な事務作業を伴っております。ある意味では災害が発生したと同じような職員負担ではありますけども、できないということでは困りますので、できるように努力し、きちんと執行したいというふうに思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

○議長（池田 宜広君） 日程第 5、議案第 1 号、令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 8 号）について。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 7 年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので御提案を申し上げます。

内容につきまして、担当課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） まず初めに、概要説明を。

中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、令和 7 年度一般会計補正予算（第 8 号）について御説明いたします。

最初に、ファイル名、経済対策 R 8・1 月概要というものを開いていただきたいと思っております。2 の予算規模のところでは、経済対策予算額につきましては 2 億 3,546 万 4,000 円で、全額町単独事業となっております。具体的には、3 の経済対策の概要に記載のとおり、生活者支援として生活応援クーポン券事業を実施いたします。これは 1 人当たり 1 万 5,000 円分のクーポン券を世帯ごとに交付するもので、補正額は 1 億 9,471 万 4,000 円です。次に、事業者支援として、事業者賃上げ応援奨励金事業を実施いたします。賃金の引上げを行う町内事業者に対し、従業員 1 人当たり上限 2 万 5,000 円を交付するもので、補正額 4,075 万円を計上しております。

次に、ファイル名、R 7 一般会計（第 8 号）を御覧いただきたいと思っております。予算書のほうを御覧ください。表紙の次のページを御覧いただきまして、補正額は歳入歳出それぞれ 2 億 3,546 万 4,000 円を追加し、予算総額は 1 億 4 億 8,008 万 3,000 円となります。内容につきましては、先ほど説明しました生活応援クーポン券事業と事業者賃上げ応援奨励金事業による増額となっております。

次に、事項別明細書 5 ページ、タブレットの 10 ページを御覧ください。このたびの補正に関連する給与費明細書を添付しております。今回の補正では、事業者賃上げ応援奨励金事業に係る職員の時間外勤務手当を増額しております。具体的には、事項別明細書 7 ページのアの会計年度任用職員以外の職員手当等、時間外勤務手当 2 万 5 万円を追加しております。8 ページの(2)給料及び職員手当等の増減の明細につきましても同様でございます。

次に、事項別明細書 4 ページの歳出を御覧ください。担当課長より説明いたします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） それでは、補正予算書の 4 ページ、歳出の事項別明細書の説明でございます。

7 款 1 項 2 目商工振興費でございます。事業の概要につきましては、先ほど総務課長のほうから概要説明がございました。その事業に関します所要経費についてお願い申し

上げるものでございます。

右側、節、説明欄について御説明申し上げます。3節職員手当等につきましては、当該事務の中で、事業者の賃上げ応援奨励金の給付事務に係ります時間外勤務手当を計上いたしております。また、10節需用費、また11節役務費につきましては、クーポン券発行等に伴います事業、また精算等に伴います事業のうち、必要な消耗品、また印刷製本事業の発注、あるいはクーポン券の発送に伴います通信運搬費用を計上いたすものでございます。12節委託料につきましては、今回のクーポン券につきまして、各事業所、店舗等で使用いただきましたクーポンにつきまして、その事業所とクーポン券自体の精算業務を行う必要がございます。その業務につきまして、クーポン精算業務というものについてを商工会に業務を委託したいと思っております、その必要な事務費と、あわせまして、クーポン券代を含めました全体額を委託料として計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、事業者賃上げ応援奨励金の交付に係ります奨励金額を見越した4,050万円を計上するものでございます。

以上、合わせまして全体2億3,546万4,000円を増額をお願いするものでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 事項別明細書3ページに戻っていただきまして、歳入を御覧ください。歳出の財源としまして、15款2項1目1節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億287万4,000円増額しまして、不足する3,259万円につきましては財政調整基金繰入金を充当いたします。補正後の財政調整基金残高は14億9,200万9,000円となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 何点かお聞きしたいと思います。現在までにこの2つのクーポン券事業、賃上げ応援事業、2つの事業についての、総務産建常任委員会に商工観光課の資料が出ているんですけど、要綱が示されていないという部分があります。要綱、同時に、少なくともこの予算審議の中では当然出しておくべきだと、そういうふう思うのですが、その辺りのことを聞きたいと思えます、1点として。

それから、クーポン券事業で3月1日が基準日であります。この1日の基準日の根拠があれば教えてほしい。それで、1日に住民でなければ交付対象ではない。じゃあ3月1日以降に生まれた赤ちゃんとか、そういう子は対象にならないというようなことを、伺います。他町ではもっともっと早く予算化して、もう既に今年度、2月ぐらいからクーポン券を出すようなところもあるんですが、本町は3月になって、実際の交付が4月

に入ってからと、そんな状況のようであります。ですから、3月1日を基準とした理由を聞きたいと思います。

それから、該当の事業者、250事業者で1,620人。この辺りの根拠なりを示してもらえばと思います。ちなみに経済センサスでは736事業者、6,048人が、統計上そういうふうな数字が上がってます。そういう中でのこの判断はどうかという気がします。

それから、総務課のほうの資料、委員会資料でしたが、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者支援。一定以上という部分はどんな判断をするのかなということ。それから、最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金額の引上げを行う地域の事業者の補助、こういうふうな要件というか、交付金使途というか、そういうことが国から示されております。ここの2点について聞きたいと思います。

また、今、説明もありましたが、その予算の、どういったらいいんでしょうかね、歳入で国庫補助を受けながら、歳出の部分で財源内訳に国庫補助がないということ。財調を崩して補填するという説明がありました。この方法を取らなければならない理由は何でしょうか。その辺りを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） まず、1点目の要綱についてという部分でございます。要綱につきましては、委員会でも御説明申し上げましたが、当該事務のうち事業者賃上げ応援奨励金の給付につきましては、申請をいただいて給付決定を行っていくという事務になりますので、おっしゃいますとおり要綱を定めるということが必要になってきてございます。一方で、申請の受付につきましては4月1日から申請を行うという要綱の立てつけにしようというふうに計画をしておりますし、そのように概要の説明についても行ってまいりましたところです。今、今回の補正予算につきましては、全体額、所要額についてをまずはお認めをいただきまして、これから事務を詰めてまいりまして、要綱の制定については、3月の定例会に際します委員会で御提示、御報告を申し上げたいというふうに考えております。

続きまして、クーポンの基準日、3月1日と定めたことについてということですが、先ほど議員おっしゃいましたとおり、あまりにも早く基準日を設けますと、先ほどおっしゃいました、それ以降にお生まれになったお子様、あるいはそれ以降に転入をされてこられました方という方々に、少し心の中で整理がつかない方が増えてしまうというふうなことを想定しております。今回、実質3月に入りましてから郵送を行うことが、現実的には3月末頃になろうというふうに想定をしておりますので、その直近日である3月1日に基準日を置くことで、今申し上げたような基準日が早いことよりも、発送するぎりぎりの基準日を設けるというふうな着想から、3月1日を設定したところでございます。

また、該当の事業所、こちらについては賃上げ応援奨励金の該当事業所、先ほどおっ

しゃいました経済センサスの数字といいます全体の七百数十件という想定 of 事業所の中から、今回の奨励金については、中小事業者あるいは個人事業主等を想定した給付金対象としております。実際、経済センサスから拾った数字、あるいは商工会から情報を共有させていただいた人数ごとの事業者の分布としましては、恐らく500件弱、四百数十件が該当事業所というふうになってございますが、そのうち雇用関係にある従業員の方、結局、社会保険を払っているですとか、雇用保険を掛けているという、そういう従業員という形が採用されている事業所としては、おおむね積算上250件を想定しているという、そういう内訳になってございます。以上のことから、概要説明を申し上げる中で、想定としては250件を想定するというふうな資料を記載をさせていただいております。

また、今の事業につきまして、説明の上では最低賃金をあくまでもクリアをしたということが国の基準で示されておりますが、兵庫県は10月4日に最低賃金の改定が適用されております。それ以降については、なかなかしんどい、また苦しい中だというふうには思いますけれども、兵庫県下においては最低賃金額は必ずクリアをされている必要があるというものでございますので、そういうふうに時給金額をアップさせて給料、賃金を払っておられます事業者に奨励の応援をしたいというふうに思うところでございますので、国が示します基準というものについては合致した今回の要綱をお示しするものでございます。一方で、月額給料を受け取っておられます正規社員の方々、正規従業員の方々におかれましては、月額給料というのが最低賃金以下になるというふうなことについては、恐らくは、初任給、高校を卒業した方というふうなことぐらいの額でなければ、なかなか最低賃金に引かかるような額はないというふうに想定をしております。

そういったことから、月額給料の方については上昇率を一定率、最低賃金を適用される方については、その賃金がクリアできたら超えていくであろうパーセントを基準として定めておりますので、今回の国の定めます基準に合致した要綱として整理をしますのでございます。

なお、財源の内訳の御質問については、考え方として、総務課のほうで答弁をしてもらえたらというふうに思います。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 財源の件につきましては、これまでからも一定説明をしてきたつもりですけども、経済対策の概要のところ国県事業、また町単独事業という整理をしてきておりますのは、国が制度設計を示して交付金を交付するものと、一定、国がガイドライン的なものを示した中で市町で事業を選べると、このたびの場合は、町がこの事業を実施しますと選択して実施するものにつきましては、財源の上では一般財源扱いとして整理をしてきております。

それと、このたび国庫補助金以外に財調を充当しているという件につきましては、決算見込額をベースに財源を、国庫補助金を充てておりまして、予算ベースと決算見込み

との差額を財政調整基金を充てております。といいますのが、当然、予算を100%執行することはなかなか困難であります。これまでの実績を踏まえた中で、クーポン券事業等で不用額が生じるであろうという額についてこの財調を充当していると。そうしないと、不用額分を、国に補助金、交付金を返すこととなりますので、町としましては、国から交付される金額は100%執行したいという思いであります。以上です。

○議長（池田 宜広君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 財政上のテクニックなのかも分かりませんが、歳入がこうして国庫補助が計上されて、それに伴うというか、歳出が計上されて、そのことってというのは満額使えということじゃなくて、その3,000万を、要はそういう不測の事態に備えて余裕を持つとくというか、そういう処置はいいとは思んですけど、要は、2億からの交付金をもらって、その用途については残す部分と使う部分と分けてるようなんだけど、その分というのは計上してもええんちゃうのかな。一般単独事業ということじゃなくて、交付金事業として計上してもええとちゃうのかな。どっちが正解なのか分からんですけど、単純に言えば、入った金をこの事業に充てますと、で、予算書にそれが明記されると。それが一番分かりやすいなという気がします。これは私の意見ですから、何が正解かというのはちょっとよう分かりませんが、そんな気を持ちました。

それと、その具体的な事業ですけどね、3月1日基準で対象者を固めるということ。できれば、3月までずれ込ませたというか、そうであるんだったら3月1日以降の移動も、出る人はほっといてもええと思うわ、入ってきた人ぐらいを入れ込めれんのかなと。さっき赤ちゃんを例に出したんだけど。制度ってというのは基準日が必要だし、それはよう分かる。ただし、こんなうちの町の状況、子供たちが出生が低いし、そんな状況で、もっともっと移住も来てよというこの町が、3月1日以降、年度末までの31日までのそういう対象者を取り入れることができないのかなと。もう具体的には赤ちゃんですわ。3月に出生予定があるかどうか分からん。でも、3月5日に生まれた子をね、あなたは対象外だ。そんな、これは町の事業ですからね、あくまでも。その辺の柔軟性なり、町の需要において、若干の考え方を変えるというようなこともあっていいんちゃうかなと。ぜひ、再度答弁を欲しいと思います、この件に関して。

商品券を出すということは、3月に基準日をもってして4月から出すということは、新年度の事業ではプレミアム商品券なりはないと、そういうことは考えてないという一つの表れとして理解したらいいんでしょうか。その辺は商工会なり、そういうふうなところの話はきちっとされてるかということも確認したいと思います。多分、ダブルで出しませんから。ですから、今の商品券プラス、プレミアムなんて多分しないと思うんですけど、これを見たら、もう完全に来年度は、来年度事業としてはしないよというふうに判断したらいいのかなということを教えてください。

それと、先ほど事業所数言ったんですけど、250事業者って。そもそも10月4日から3月31日までというこの期間は、なぜそんな期間になるのかなと。応援事業の中

を見ると、すごい、中は最低賃金ということを意識されてるといふ気がしますけど、最低賃金をクリアするというような文言なりは全くないね。だから、普通賃上げとして捉えたらええんだらうけど、実際、賃上げ、いつの段階ですると思うか。10月4日から年度末までに賃上げする事業所というのはほとんどない。例えば、町長も関係するジャンボさん、賃上げ、いつしますか。（「法律ですから」と呼ぶ者あり）要は、多くの事業所というのは、僕が聞いた中での事業所はね、多くがやっぱり4月ですよ、定期昇給なり。そういう定期昇給の時期というのは大体4月。それで10月4日から最低賃金が上がったから賃上げします、事業所っていうのは、そういう予想の中で、既に最低賃金の新しい基準が示されるまでにそんな体制取ってる。上げてるところは上げてるんだわ。4日越えてばたばたばたする事業所っていうのは少ない、どうも、聞き取りの中ではね。だから、最低賃金が上がったけえ、じゃあ11月1日から上げますわ、そんな事業所はね、どうもあんまりないみたい。そういう中でね、この期間設定というのはいいかないと、気がします。

だから、そういう見方からいったら、この250事業所もあるのかなと、この期間に。せめて、多くの事業所を応援するっていうんだったら1年ぐらいかけるつもりで向かうべきだと思うし、そんな気がします。だから本当に、どこに視点があるのかなというか、よう分からん。その辺りをちょっともう一度聞いてみたいと思います。その辺り、ちょっと答弁いただければと思います。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 私の説明が悪いんだとは思いますが。これを全額、国庫補助金、交付金を充当することになりますと、国に対して申請の時期が決まっております、もう既に申請の締切り等、ちょっと頭に入っておりませんが、事前にこの事業にこれだけ充当しますという申請をする必要がございます。そうした場合に、決算したときに不用額が出た場合は、その分は国に返す必要が生じるということになりますので、こういった手法を取っているということでございます。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） まずは、クーポン券の基準日、3月1日のほうに対します御意見といたしますか、御質問についてでございます。従前から、国が行います事業の中でも定額給付金事業であるとか、あるいは福祉給付金であるとか、また、これと同じようなスキームですと、コロナ禍中に、令和4年度におきまして、町民お一人当たり5,000円という同様なクーポン券を交付を行ったところでございます。いずれの給付につきましても、すべからくどの事業も基準日というものを設けまして、その時点で住民基本台帳に記録をされている方の中からという対象をどこかで線を引く必要がございますので、従前の例に従いまして、その事務については行ってまいりたいというふうに思います。

ただ、先ほど御質問にありました、3月にお生まれになられる赤ちゃんが実際おられ

る予定があるかどうかということについては、今、どなたがどうということについて我々把握はできませんが、保健師等とも話を共有させてもらいまして、3月1日という基準日ではない日にちにしたほうがもう少し平等性が担保できるのであれば、そこについては少し考えは含みながらも、3月1日という基準で今委員会で御説明を申し上げ、この場に臨んでおりますので、今の時点としては、3月1日を基準でこの事務を進めてまいりたいと考えております。

また、プレミアム商品券のことについて御質問を頂戴したわけですが、当初予算等に絡みますことについてはこの場でちょっとお答えは控えたいというふうに思いますが、議員御質問ありましたけれども、これを4月以降にお使いいただけるクーポンということでございます。町民の皆様におかれましては、クーポンを生活に役立てていただきまして、お買い物にお使いいただきたいと考えておりますし、以前からプレミアム商品券については、全ての方が御購入いただけるわけにはならないというふうな実態がございます。プレミアム商品券の目的は、主には事業所支援という部分でございます。今回は生活者支援という目的で町民の方にひとしくお届けするものでございますので、その目的については少し差があろうかと思いますが、いずれも町内の事業所で使っていただく券であるということについては、同じ側面があるものかなというふうに考えております。

また、賃上げの奨励金のことの御質問ですが、ちょっとお言葉を返すようで大変恐縮ではございますが、10月4日に最低賃金の規定が兵庫県で適用されて以降、今でしたら1,116円という最低賃金をクリアをせずに時給をお支払いになられるということについて、そういう事業所があるということは、ちょっととても考えられません。それは法律における義務的な設定ですので、私も役場は行政官庁にありませんが、労働基準監督署のあずかり知るところの事務に抵触しないかなということ若干危惧をいたします。先ほど御質問の中で、町内の事業所で、賃上げを10月4日からはせず4月からだというふうにおっしゃったのは、もしかしたら月額給料等を受け取っておられる正規従業員の方とか、もしくは既に最低賃金の額を、昨年まで1,052円だったところを1,200円とか、そういうふうに変更をしておられるところでしたら4月に昇給というふうなことをされるところもあるかもしれませんが、基本的には1,116円という額は必ずクリアをしないといけない金額だというふうに思っております。

したがって、今回お示ししております要綱といいますか、概要をお示ししておりますが、この基準の中で時間給については最低賃金をクリアしていただくという概念で、お示しの今回想定しております5%という金額については、必ずクリアをしていくパーセントとなっております。また、正規従業員の方については月額給料ですので、2.5パーという数字については定期昇給等も含めたことを想定しておりまして、この賃上げの上昇していく時間給の方と併せて、社内の中で同じ期間に昇給をするというふうな措置を取られる場合ということ想定したものでございますので、いずれも今回の今年度予算、補正予算ということをお願い申し上げるものです。来年度以降についてのことを想定す

るよりも、3月31日までに賃上げを行う方に手だてをしていきたいと、そういう着想でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（池田 宜広君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 今の課長の答弁にもありましたように、最低賃金は、やっぱりクリアせんなんもんですよ、もう義務ですからね、雇用における義務ですから。そういう中で、例えば国においても同じような事業がありますね、桁が違うんですけどね。だから、せめて、ごめんな、冒頭に返りますけどね、ごめん、要綱を示さないということは、やっぱり、従来から議会と当局の信頼関係の中で要綱を示すということでもありますから、そして、その示すのは、最低でも予算審議の中には示すべきですよ。概要じゃない、示すべき。今回示されたもんを見たときにね、あ、これ、要綱ないんだな、じゃあ添付書類における、たくさん添付書類があったね、その中で賃金台帳を示せとか、があるんですけど。その申請用紙の様式、1号、2号かな、要はどれだけ上げたかっていう、その書く用のやつがある。それはどんな様式かなって見ようと思ったら、見れないんですよ。それ、要綱を示してないから。だから、課長答弁の中でいろんな意見を聞きながらというようなこともあったけど、一応、行政が補正予算に出す内容というのはね、ある部分もう確定して出さんなん、これですからこの予算が要りますって。その事業自体が曖昧だったら、要は予算も曖昧になっちゃう。そういうふうな予算の事業は明確にしないとあかんという気がします。そういうふうには、だから絶対にね、やっぱり予算出すときに要綱も出すべき。

要綱が見えん部分で私が多く聞いている部分があるんですけど、ごめんなさい、要綱の中で、国なんかは、単にクリアしたら奨励金出すよじゃないんですよ。ある賃上げをするための努力をして、そういうふうな事業所については、何か新しい事業、設備を増やすとか、そんなことをしながら国庫補助ちゅうかね、助成します。最低賃金をクリアしたらお金出しますよっていうようなスタンスじゃない。それはなぜかといったら、最低賃金は絶対守らんなんもの、それは。だから、うちの事業でも、少なくとも、単にお金を出すじゃなく、逆に、俺の事業所はとて困っていると、賃上げもなかなか大変なんだ、そういうとこに応援するほうがね、この事業生きるんちゃうかなと。

だから、困っておるちゅう表現は申告書で見るとかどうかわかりませんが、そういうことをしながらこの事業をやったら、とって生きて事業になるんだ。もう救済ですよ、本当に。だからそういうふうな分からいったら、どうもつくり方がね、この奨励金事業のつくり方、国の例を例えて言っても、つくり方がちょっと違うなという気がします。効果を上げるためにも。本当に困るとる事業所を助ける意味だったら、やっぱりそういうふうなこととセットで出すほうがこの奨励金事業は生きるんちゃうかなと、そんな気を持ちました。事業所を応援するということはええことだと思うし。ただ、応援の仕方がね、行政らしい応援、次につながるような応援、そういうことをやっぱりつけてほしい。これ、町の単独の事業ですからね、財源は別としても。そういう工夫をし

てくれたらもっといいなど、そんな気を持ちました。もし要綱なりが変更できるだったら、そんなことを加味してもらったらありがたいなど。

要綱提出について、副町長、どうですか、この考え方、先ほど僕言ったんですけど、それを確認しておきます。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 事務レベルでの要綱の制定の経過なりのことについては、まず課長から答弁をお願いします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 要綱につきまして、今、御質問といいますが、御意見言われることについても理解いたします。一方で、先ほど委員長報告していただきました、さきの委員会におきましても、この要綱についての御説明は申し上げております。本日は補正予算を御計上申し上げるという中で、概要についてお示しをする中でこの所要額をお願いをしておりますが、要綱については3月の定例会に際します委員会で、しっかりと練り上げられたものといえますか、細部までしっかりと修正を加えたものについてをお示しをするということを委員会での説明でも申し上げたところでございます。今現在、手前どもとしては、当課として9割5分方といえますか、ほぼほぼ出来上がったものはございますが、今この予定ですというものをお示しするよりも、しっかりと出来上がったものをお示しをしたいというところで、あくまで今回は概要で御理解賜りたいというふうに思っておりますが、その概要等を大きくそれることはございません。

また、議員が今おっしゃっていただきました他の制度というのが、国のほうに業務改善助成金というふうなものもございます。これは、最低賃金に伴いまして賃金上昇をした事業所の中で設備投資を行う場合に、最大600万円までの助成が受けられるというふうな助成……。

○議長（池田 宜広君） 課長、そこは今回関係ないことじゃないかな。

○商工観光課長（谷口 薫君） 分かりました。

○議長（池田 宜広君） この予算に関してのことを答弁してもらったらいいです。

○商工観光課長（谷口 薫君） はい。そういった助成金等があるということを議員も御存じのようでございますので、そういった必要がある場合は、そういった国への助成を求めていただくなりしながら、今回のこの補正につきましては、義務的に賃上げというものが社会情勢の中で変化してくる中で、事業所の事業主の方の財政的な支援を直接的に賃上げに伴って必要となった経費を、本当に奨励金、応援ですけれども、この額を交付したいというふうな思いで計上するものですので、他の販路拡大等については他の事業を活用していただくという気持ちで今回要綱を定めているものでございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 今、課長が答弁いたしましたけども、議員の御質問の中で、

予算審議と要綱、要綱がきちっと出ておれば詳しい審議もできるということについてはそのとおりだというふうに思いますけれども、今回も、このような国からの非常にスピードが求められるというふうなことの状況の事務上でのそういった状況もございまして、今回はこういうやり方でさせていただきましたけども、基本は議員がおっしゃるようなことが一番望ましいことではあろうというふうに思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 事業者の応援事業のほうの関係での質疑をさせていただきます。

私は、概要というふうに課長がおっしゃいましたこの中身の中でいくと、事業者の中でも利益を上げておられる事業者、かつ賃金を抑えておられる業者というのもある可能性はある。とって厳しくて、ぎりぎりの中で賃金を設定して雇用されてる事業者もある可能性がある。それが、この今の事業の計画では一律になってるのではないかなという気がします。あるいは、従業員の数に対する交付の上限、10名未満、最大でいったら9名ということになると思いますけどね。そのときに、9名雇っていて5名までの補助しかない。あるいは、49名でもしも雇用されてて、最大限25名まで。ところが、それ以下の10名未満で5人だけだったらいふなら満額。ほかのランクについても、10名から30名未満であれば15人が限度だから、15人までの事業にぴったりであれば15人の分が補助になる。そういったことを考えていく。

あるいは、クーポン券についても、近隣の町と比べて1万5,000円は安いと思われる町民もおられると思うんですね。そのときに、この効果が町民がちゃんと理解されて、確かに私たちの町は他町より5,000円安くなったけども、これがちゃんとこの町の活性化に寄与するんだということが伝われば、それは理解されるのかもしれませんが、ただ、今のこの計画を見てると、とって分りにくいし、不合理なところがあるんじゃないか。

先ほど副議長が質疑された賃上げのことについてもそうです。最低賃金は当然上げる。ただ、一般の方々、要は、もともと最低賃金を超えておられるような給与をもらっておられるの方々、これは例えば時間給であっても、そうでなくてもそうですけども。途中で最低賃金が上がったから、逆転されてしまったらそれはカバーされるかもしれないけども、途中の段階で11月から賃金上げるといふようなことは一般的には考えられない。とすれば、今のこの概要の中で3月31日までに上げるということは、上げたほうが得だねと意識される事業所以外には、これに対応されることはない、私の感覚ではありますけれども、考えられるんですね。そうしていくと、この事業がどこまで生きていけるかということについては、とって不透明な部分がある。得だねと思うところだけがこれに臨まれる可能性がある。ということは、一般の町民の方、これに関係ない町民の方からすれば、これって何なんだろうというふうに疑問を持たれる可能性がある。その

中で、近隣町よりもクーポン券の金額が低い、あるいは、豊岡なんかでいったら水道料金。水道料金についても先日の総務産建常任委員会でも説明ありましたが、実際の理由には私は理解できないようなことがありましたけどね。一般の方々が理解されて、この町でやっていこうという思いが高まるような事業になってないといけないと思うんですけども、その辺りの組立てについて、私が今質疑させてもらったことについて、どのようにお考えになられて、今のこの概要の、ある意味での要綱とされてるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） まず、要綱は今回お示しをしておりますけれども、賃上げのほうにつきまして、概要について御説明申し上げるところではございます。この内容につきまして議員御質問の、これまでからそもそも額がクリアをしている、最低賃金よりも多く支払っておられる方、従業員の皆さんがそもそもその金額を全てクリアしているところの事業所にとっては、今回これが対象にならないというふうな御視点のことも一つと、また、人数の区分を設けてることで少し対象とならない従業員の方の人数が発生してしまうのではないかという御質問が、一つの要綱の基準に対する御質問だったかと思えます。

ここにつきましては、今回この事業を計画します、立案します中で参考としました市町の例を考えますと、5人まで、何人従業員がおられても、町内、市内全部とにかく上限5人というふうなルールだけを設けた事例がございまして、さすがにそれはあまりにも少な過ぎるかなというふうに思う中で、従業員の人数区分を設けたほうがある程度多い人数についてもカバーしていけるのではないかというふうに考えたことから、用意した区分でございまして。

また、先ほど御質問にもお答えしたところでございますが、そもそも社会的な情勢と申しますか、義務的経費として国が最低賃金の引上げを、今この数年間、かなりの金額を上昇させていっております。そういった中で、事業主の方にとっての負担というものについて、気持ちの上での負担というものについてもかなり多くあろうというふうな背景を承知しておりますので、そこについて賃上げを追随していく方々について事業者応援をしていきたいという着想でございまして。また、これについては委員会でも御説明申し上げましたが、多くの事業者が加入をしておられます商工会を通じて、町内の事業者の皆さんからの御意見で賃上げを対応している事業所に対して、その支援をしてほしいという要望が町のほうに出されたことを受けても検討に入ったというふうな、根拠として一つに持っております。

また、クーポンの券面と申しますか、1万5,000円分という額の設定につきましては、お隣の香美町は2万円という金額を設定をしておられます。今回、本町においては生活者支援だけではなくて、事業者支援ですとか、今回のこの重点支援地方交付金を生活者支援のみではなく事業者支援をはじめ他の事業についても活用する中で、交付金額

を全て執行、活用していきたいという思いから、今回、この町民1人当たりの額を1万5,000円と設定したところでございます。働いておられます事業所で受け取っていただく給料がしっかりと、法に対応した金額はもちろんのこと、それ以上にプラスをされるような給料を受け取っていただくことというのも、ひいては生活に反映していくことだというふうに思っておりますので、その辺を1万5,000円と定めた根拠というふうにして乏しいかも分かりませんが、他の支援についても今後この交付金の活用した事業をお示していくという町全体の意思でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（池田 宜広君） 質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 私の先ほどの質疑、ちょっと長くなってしまったかもしれませんが、大きな一つの中で、要は、利潤を上げておられる企業、あるいは厳しい企業、その見極めがこの事業の中ではない。先ほど例に出された5人という事業者が、補助金が限度だったというところが挙げられたと思うんですけどね、これは一定レベルでの事業者の歯止めをかけておられる。要は、極端に利潤を上げて厳しくやっているとことではないというようなことを簡単に除外されてるということだと思んですけども。要は、事業者を応援しながら、事業者は全然困ってないところも可能性として出てくるのではないかとということ先ほど質疑させていただいたんですね。だから、それについての御答弁をいただきたいと思えますし、目的の中に一つ、採用の強化につながるということを文面の中に書かれています。この賃金の上昇ということについて、新規雇用の条件を上げるかどうかについては、これでは全然判断がしようがないと思えますし、実際にどこまで事業者の応援になるかというのは、本当に困ってるところに重点すればこの意義が出てくると思うんですが、その見極めがこの事業ではないと思えますけれども、その辺りについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 今回のこの要綱については、議員がおっしゃいます本当に困っている方が申請をされるものというふうな想定を私どもは考えております。考えておられます、困っておられない方々に対して手が差し伸べられないのではないかとというふうな趣旨に聞こえてしまいましたが、困っておられるからこそ申請をしていただけるというふうに思っておりますので、そこについてはそう整理しております。それ以外の制度等について活用いただくことも想定しながら、町としては、この要綱をもってしっかりと事業所の支援に当たりたいというふうに思います。

また、採用の競争力強化という文言を使っておりますのは、そういうふうには賃上げをしっかりとっておられるという事業所に、また働きたいと思う方が就職の意を伝えていかれるというふうな向きも醸成できるのではないかと、そういう思いからの文言でございます。

○議長（池田 宜広君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○議長（池田 宜広君） 再開します。

カウントしませんので、先ほどの部分だけをもう一度、利益の部分ね。

○議員（10番 河越 忠志君） 私が申し上げた、利益を上げてる事業者と困ってる事業者というのは、利益を上げてる事業者は自分の利益になる可能性があればこれを申請されると思いますし、そうではなくて、困ってても、例えば49人で25人になると、結局、賃上げはしたけども25人分しか給付が受けられないっていうような差が出てくるんですね。そうしてくると、本当に困ってても給付が受けられない。でも、利益は上げてるところであっても、ぴったりであればある意味での率の高い給付が受けれるというような形にこの制度ではなってしまう。その辺りが、事業者さんだけではなくて一般の方々にとっても不公平感が出てくるんじゃないかと、そういったことをお尋ねしたので、よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 不公平感というふうにおっしゃっておられますところについて、ちょっと私が理解が乏しいかもしれませんが、この応援奨励金があるから賃上げをされるというふうな事業所というふうなのが本当に幾つおありだろうかということについて、ちょっと考え方が逆なのかなというふうに思いながらこの要綱をつくらせていただくつもりでおります。

といいますのも、10月4日に最低賃金が改定をされた。また、その中で、時給の方が上昇して月額の方についてが上昇しないということで、職場において逆転ということについてが生じないかというふうなことについては、同様に厚生労働省も経済産業省もその背景を理解しております。そういった中では、国が示します各種助成金というものも活用いただくことは、事業所にとってのまた一つの選択であろうというふうに思います。

今回、私どもがお示ししたい要綱、この給付金につきましては、そういった背景の中で、これまで年度内にそういうことを努力しながら賃上げに取り組んだ事業所が、もしこの要綱に該当する方がおられましたら、申請いただきますと、その取組を応援させていただきたい、奨励をさせていただきたいという奨励金ですので、この要綱があることで不公平ということではなく、取り組まれた方に少しでも応援をさせていただきたいと、その結果に応じて奨励をさせていただきたいという趣旨で御用意しておりますので、答弁を申し上げたつもりでおりますが、そういうつむりの要綱だということだけお伝えをしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 応援をされたいということでこれを検討されたということは、とってもよく私は理解させていただいてるつもりです。そういったことについて、御努力を否定するものでは全くないわけですけども、ただ、今このままでいくと不公平感が出てしまう。企業さんの中でも出てくるし、実際に賃金を上げるというのは、一定レベルの、要は最低賃金にも全然関係ないようなレベルの人たちの賃金をこの期間の中で上げるということはほとんどなくて、今、課長がおっしゃられたように、ぎりぎりの人で逆転するような場合には上げられることはあると思います。そういったところについて、これに該当すればという部分があるんですけども、そうしたときに、例えば全職員さんの平均を全部上げるということになるのかどうかという、要はこのチェックの問題ですね。5%上げるというのがどうなの、誰を対象にしてるのか、あるいは2.5%というのは、高い給料をもらってる人も全部含めて2.5%だとすれば、事業者としては、それはこの期間に上げるということはかなり勇気が要ったことになるかもしれませんし、そこらについての要綱というものもないし、このままいってしまうと不公平感が出てくるのではないかという。御努力は分かるけれども、まだそこまで至ってないのではないかという質問をさせていただいてますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） すみません、御質問の意味がようやく分かりました。事業所の規模に応じて、事業所全体の従業員の数のつもりで書いてるものではございません。委員会でお示ししました概要の中に、添付書類として雇用契約書の写しであるとか、その方が受けておられる賃金の金額が分かる書類を提示、添付いただくこととしております。あくまでも今回この人数というのは、賃上げの対象になった方の人数が何十人未満、あるいは10人以上という設定を書いているものでございますので、事業所自体が50名の規模の事業所であろうと、賃上げを5人行ったということであれば、当然それは10人未満のランクの区分に適用して給付をしていくものであります。ただ、ランクがいずれにしましてもお一人当たり2万5,000円という基準でございますので、10人の事業所、100人の事業所、いろいろあるかと思いますが、その中でこの人数、この分について賃上げを実施しましたという添付書類をつけていただいて給付申請をいただくと、それに応じて給付をさせていただくということですので、先ほどからおっしゃっておられます、利益を上げておられるところにとってはとか、そういうふうなことではなく、実質的に賃上げを実施された、その実態に合わせて人数をカウントしまして給付を行うと、そういう要綱でございます。

○議長（池田 宜広君） 課長、今のだと、後出しみたいな要綱みたいな答弁になっとるよ。

○商工観光課長（谷口 薫君） 後出し。

○議長（池田 宜広君） うん。いや、実はやっと今分かりましたと、事業所全体の人数じゃないですよというのは、明記して初めて、要綱があっというんなものがあるって質疑、

答弁ができるわけで、いや、実はこうでしたというのはいかななものか。

課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） すみません、説明が、委員会を通じましても、うまくできていなかったようでしたら大変恐縮ですが、概要をお示ししております中で、従業員というものはどういう区分があるか、正規従業員と時給で受け取っておられる従業員があるということと、また、対象となります賃金や給付要件についてはこういう方ですということで、その人数についてを一人ずつとしてカウントしていくということの趣旨を御説明したつもりでございました。ですので、従業員、事業所の規模が何人以上というランクではなく、また、要綱について、添付書類というふうなことを今後要綱にしっかりと書いていくわけですが、それぞれ一人ずつの雇用契約書等をつけていただくという趣旨を記載をしておりますので、私のほうで御説明ができていたつもりでいたということについては、おわび申し上げます。ですが、従業員の人数の区分については、あくまでも賃上げを行った人数が対象となるということになっている要綱でございますので、大変申し訳ありませんでした。

○議長（池田 宜広君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時29分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

そのほか。

2番、寺谷英一君。

○議員（2番 寺谷 英一君） 先ほど控室でちょっと話したときに、それは間違いだっ
て指摘されたんですけども、ただ、どうしても香美町と比べてしまいますけども、私の
記憶では、たしか国は一律国民に2万円ぐらいっていうふうに言ったと思うんですけど
も、それを例えば……。

○議長（池田 宜広君） 寺谷議員、その件に関してね、それは一般質問になりますよ。
たしかとか、そういう問題じゃない、ここは。

○議員（2番 寺谷 英一君） 分かりました。（「明確に、2万円」と呼ぶ者あり）2
万円っていうふうに言ったのにですよ、町が例えばピンはねしたような感じに見える
っていうふうに近所で言われたんですよ。

そして、ほかにもう一つは、生活者支援っていうんだったら、従業員の賃上げにプラ
スするような形になるみたいですけども、働きたくても働けない人も生活者ですから、
その人たちは早く出してくれっていうふうに言っていましたんで、一律町の人にきめ細や
かな支援をするっていう趣旨からすると外れてて、どうしても不公平感を感じるんです
けども、そうじゃないでしょうか。どうしても不公平感を感じます。事業者の人たちの
給料上乘せして、もう働けない人には出ないっていう、1万5,000円になるっていう

のはどうしても不公平感があると思いますけど、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） お隣香美町が実質2万円でございます。国が示します重点支援地方交付金の趣旨といいますのは、生活者支援ということのみならず、事業者支援というものについても、しっかりとその概念については明記をされた資料が国から発表されているところでございます。今回12月24日に本町で交付決定を受けましたこの交付金につきましては、その要綱を国が示します際に、12月補正においては、今回申し上げておりますこの事業所支援、賃上げに対して取り組んでいるところの支援を行うことに使ってよしというふうなことが明記された資料が発表されておりますので、それに準じてこの計画をしておりますし、一方で、もちろん住民の方お一人お一人が少しでも多くお手元にお受け取りになられることを期待しておられることも承知しております。先ほど申し上げましたが、今回お示したこの2つの事業以外に、国から交付を受けます交付金全体を活用しまして、さらに、ほかのきめ細やかなといいますか、細かい事業を今後町全体としてさらに検討しているという、今その状況でございますので、今回はこの7年度補正で、急ぎます事業について2つお示しをして、御議決賜りたい補正予算をお願いをしておりますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（池田 宜広君） 2番、寺谷英一君。

○議員（2番 寺谷 英一君） 先ほどと同じような感じになるとは思いますけども、河越議員が言っていましたけども、どうしても従業員にプラスする賃上げ分が会社に入ると、雇用者と被雇用者の関係で、どうしても強い強者と弱い弱者の関係になりますんで、従業員にしっかりそのプラスしたお金が入るっていう確証があるとはどうしても思えないですけども。言葉は悪いですけども、ある国会議員が秘書の給与を全部頂くという事件もあったところからすると、その辺はチェックっていうのはできないと思いますけども、その辺はチェックするものでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） 無条件にお金を給付して、それをどのように使っていたとしてもいいですという、そういうルールではございません。今回、提出書類の中に添付書類として、従業員さんのどなたの分を幾らから幾らに賃上げをされたという、その証拠書類といいますか、その確認できる書類を添付いただくこととなりますので、事業所のほうが、雇用主が得をして従業員さんに反映されないではなくて、実質、従業員の方の賃上げが行われた方的人数によって給付を行っていくというものですので、既に働いておられる方が増やして受け取っておられる、その実態に応じての給付金ということですから、御心配いただいていることにはならないというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） 2番、寺谷英一君。

○議員（2番 寺谷 英一君） 事業者支援っていう趣旨は分かりましたけども、例えば、

これには実はやっぱり賛同はできないんですけども、従業員の給料を国から公的なものでプラスされたっていうところからすると、雇用主は賃上げしたっていうふうに思うような感じになって、言い訳とか言質のようなものになって、上げたからもう上げないよっていう、賃上げしないよっていうことにもなりやすいと思いますけど、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 谷口商工観光課長。

○商工観光課長（谷口 薫君） この要綱を制定したので、さらにまた増やしてくださいという趣旨ではございません。先ほど、どなたか御質問のときにお答えしましたが、あくまで国が最低賃金の基準を改定をすることに伴って、義務的に時給金額を上昇させることはもう事業主としての責務でございますので、これはおのずとといいますか、10月4日以降は、兵庫県下、本町においては賃金の改定が行われていると理解しております。ですので、その実態に応じて今回この奨励金を検討しておりますから、この奨励金をお示した以降、さらに賃上げを行ってくださいというふうな意味ではございませんので、今現在の実態に合わせて事業所ごとに賃上げをされた従業員の方の人数をカウントしていただいて申請をしていただくと、そういう手続でございます。

答弁になっておりますでしょうか。

○議員（2番 寺谷 英一君） 終わります。

○議長（池田 宜広君） そのほか、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

まず、本案に対し、反対者の発言を許可します。

10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 本案に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の国の特別交付金の事業について、いろいろと御検討されたという商工観光課さんの御検討については敬意を表するものであります。しかし、様々な他町との関係であったり、事業者の応援に関して、とても不具合が生じる可能性があるものと考えています。先ほど申し上げましたように、49名賃上げを、例えば3月ぎりぎりに申請をされて、給与、職員であれば、20万円の方であれば2.5%、5,000円です。時給の方で、非雇用だから10万円であれば5%で5,000円です、3月ぎりぎり。本来であれば、4月から賃上げを予定してても、3月1か月だけ前倒しで賃金上昇させてあげても、事業者にはそれぞれ給付がされて経営が楽になります。本来、国のこの事業においては、そうではない部分を補う交付金であると私は理解しています。そういった意味の中で、この事業者支援は不備があるものだと考えています。

私たちは、町民の暮らしの向上について、妥協を許さない、高みを目指す施策をやるべきだというふうに考えています。皆様お一人お一人が、ここの議場におられるお一人お一人がそれを目指して日々の検討なり業務をされていると思います。その中で、まだ

2月にも臨時議会は用意されています。そういったことの中で、十分再検討する余地はあるのではないかと。そんな意味の中で、この事業を全く止めようとは考えておりません。しかし、再検討し、練り上げて、よりいい施策に結びつけていきたい、そんな思いの中で反対をしたいと思えます。皆様の賢明なる御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ございませんか。ございませんね。

12番、谷口功君。

○議員（12番 谷口 功君） 賛成討論を行います。反対者の討論の趣旨がつかめなかったんですが、小さな町が、財政力も大変厳しい小さな町がこういう支援をするというのはなかなか大変な事業です。当然、国の交付金を受けて物価高対応の支援をします。議論がありましたように、事業者に対する支援の在り方が不公平を生むのではないかと。いう危惧をされている質疑がございました。しかし、本当に若い人たちがこの町に働く場所がなくて都市へ出ていく、こういう状況がなぜ起きているのかといえば、町内にある事業者の規模が小さい、小規模事業者で、例えばこのたびの最低賃金の引上げに応じた賃金の引上げをするにしても、その財源を事業者がどうして見いだすのか、利益を上げて支援ができる事業者はまだしも、親方の社長の給与を削ってでも最低賃金は引上げをしなければならない。こういうところに支援を少しでもする、町内の事業者に一人でも多くの後継者を就職していただけるような支援をするという意図は、私は決して否定すべきではないというふうに考えます。

ですので、それは物価高をそもそも引き出しているのは一体誰なのかということを追及したいとは思いますが、しかし、このたびの補正予算案を否定することはできないのではないかと。いう意味で、賛成といたします。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほか、討論はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立10名であります。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。（「議長」と呼ぶ者あり）

10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 動議をさせていただきたいと思えます。発議第1号として、議案第1号令和7年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）に対する付帯決議を賛成議員1名と共に提出させていただきます。

○議長（池田 宜広君） ただいま河越忠志君から、発議第1号、議案第1号令和7年度

新温泉町一般会計補正予算（第 8 号）に対する付帯決議の動議が提出をされました。この動議は 1 名以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 45 分休憩

午前 10 時 45 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

追加日程第 1 号 発議第 1 号

○議長（池田 宜広君） 発議第 1 号、議案第 1 号令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 8 号）に対する付帯決議の動議を日程に追加し、追加日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 1、発議第 1 号、議案第 1 号令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 8 号）に対する付帯決議を議題といたします。

提出者に決議の趣旨説明をお願いします。

10 番、河越忠志君。

○議員（10 番 河越 忠志君） 発議第 1 号、議案第 1 号令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 8 号）に対する付帯決議について。

議案第 1 号令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 8 号）に対する付帯決議を、新温泉町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり提出いたします。令和 8 年 1 月 22 日提出。新温泉町議会議長、池田宜広様。提出者、新温泉町議会議員、河越忠志。賛成者、新温泉町議会議員、松岡佑子。

議案第 1 号令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 8 号）に対する付帯決議。

令和 7 年度新温泉町一般会計補正予算（第 8 号）は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国が増額する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と財政調整基金繰入金を財源として、生活応援クーポン券事業と事業者賃上げ応援奨励金事業を実施するための補正予算です。

そのうち事業者賃上げ応援奨励金事業に関しては、実施方法が事業者の経営状況に左右されない内容であり、十分な利益を上げ、それを賃上げに充当できる事業者も経営が困難な事業者も一律であり、不効率となる可能性があるものと考えています。前者の場合、単に事業者への利益提供にとどまり、被雇用者の受益につながらないものと考えま

す。また、先ほども説明があったように、多くの実施要綱の中でも不備もあると考えています。

については、事業者賃上げ応援奨励金事業の実施に当たり、下記の事項が履行されることを強く求めるものであります。

第1、事業者賃上げ応援奨励金事業を費用対効果のある事業とするために、実施方法等を再検討され、改めて総務産建常任委員会で説明した上で実施されること。

2、前項の履行が困難な場合には、当該補正予算を生活応援クーポン券事業予算に振り替えて、当該事業を拡充して実施すること。

以上、決議する。令和8年1月22日。兵庫県美方郡新温泉町議会。以上です。

○議長（池田 宜広君） 提出者の説明は終わりました。

提出者に対する質疑がございましたらお願いをします。ございませんね。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 私も議案の中でいろいろお話をさせていただきました。

その中で、3月の総務産建常任委員会に正式な要綱を出すと、そういうような発言があったところであります。とすれば、今提案者が求める1項めについては、それがクリアされたということで理解したらいいんでしょうか。その状況に乗って2項めも考える。現段階でこの2つは必要なんですか。1項めがそういう答弁であった。それで2項めが要るかどうかということを確認します。

○議長（池田 宜広君） 10番、河越忠志君。

○議員（10番 河越 忠志君） 私は、反対討論の際に申し上げたとおり、本事業を止めようというのでは全くありません。質を上げていただきたい。その中で、私の認識では、3月までの臨時議会が開催されるものと認識しています。より早く実施することは当然だと思いますが、他町が昨年、7年12月中に実際に決定されたことを考えれば、今やっていく上で質を上げるということは、さらにこの町については求められるものではないかと。そういうことの中で、2項についても臨時議会で扱う、あるいは、それまでの方法があれば別ですけれども、第1項をクリアする、先ほどお話ししたように、町民が納得できる、1万5,000円でも、この町はいろいろと工夫してこの町を盛り上げるために町は頑張ってくれたんだなと思ってもらえるような事業にしなければ、せっかくのこの交付金が人の不満を生んでしまう事業になる。そういった意味の中で、3月を待たずに説明をしていただいて、皆さんの理解を得て実行していただく、それが私の思いであります。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 河越議員、御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。ございませんね。

〔討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

採決は、起立によって行います。

本件を別紙のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立少数、5名であります。よって、本件は、決議しないことに決定をいたしました。

○議長（池田 宜広君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

第143回新温泉町議会臨時会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本日は、臨時会が招集されましたところ、御参集を賜り、町長から提案のありました事件に対し御審議をいただきました。議員各位には適切妥当な結果をいただき、厚くお礼を申し上げます。議員各位並びに執行部の皆さんには、町行政の積極的な推進に御尽力をいただきますことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、提案させていただきました案件の御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。議員各位には、今後とも御協議を重ねさせていただきながら町政運営を行ってまいりたいと存じます。一層の御支援、御協力を心よりお願いを申し上げ、お礼の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（池田 宜広君） 以上をもって会議を閉じます。

これをもって第143回新温泉町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時56分閉会
